

国都計第47号
令和5年6月26日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 殿

国土交通大臣 斎藤 鉄夫



令和5年6月2日付けで請求され、同月7日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

請求文書名：
地区計画の変更により障害者グループホームの設置を促進しようとしていることが分かる、国土交通省作成の文書（最新版）

2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書については、作成をしておらず、不存在。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【問い合わせ先】

国土交通省 都市局 都市計画課

大臣官房 総務課 公文書監理・情報公開室

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL:03-5253-8111(代表)